



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	19世紀から20世紀半ばまでの危機とフランス法
Author(s)	シェーナ, クリスチャン; Chene, Christian; 瀬川, 信久//訳 他
Citation	北大法学論集, 50(6), 130-151
Issue Date	2000-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14993
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(6)_p130-151.pdf



一九世紀から二〇世紀半ばまでの危機とフランス法

クリスチヤン・シエーヌ（ボワチエ大学 法・社会科学部長）

訳 瀬川信久 村上裕章

この主題について法史学者の立場から考えるにあたって、いくつかの選択を行わなければなりません。危機はいつの時代にもありましたし、当局は、それがいかなるものであれ、危機によって引き起こされた混乱に対処することを求められたからです。

従いまして、ここで話ししようとしているのが経済的危機である、ということをもまず明らかにしておきます。しかし主題をさらに限定する必要があります。

そこで、経済史学で一般に行われている類型論⁽¹⁾に基づいて、古くからあった危機、すなわち穀物危機（飢饉や伝染病）と、一九世紀前半に（例えばアイルランドで）見られたような複合的要因による危機（crises mixtes）を、分析の対象

から除外することにいたします。これら二つの場合、農業が重要な先導的役割を演じていたのですが、ここで取り上げるいわゆる近代的危機においては、生産過剰が最も顕著な徴表となっており、もつともそれが過度の生産によるものか、購買力の欠如によるものかは、よくわかっておりませんが。

このような除外によって、考察の対象を現在の危機の開始に先立つちようど一世紀の間に限定することが可能となります。といいますのは、右の類型に属する最初の危機の開始を一八七三年とする点では、諸説が一致しているからであります。

以上のように限定したこの一世紀の中で、単なる景気変動や特定の分野に限られた危機を除くと、二つの時期を容易に取り出すことができます。これらの時期はかなり長く継続したため、法体系に影響を及ぼしました。換言すれば、それらは一時的な措置に影響を与えるにとどまらず、裁判所の活動の所産である個別事案の解決 (*casusique*) の基礎となり、それに整合性を与えるような、基本的な諸観念に変化をもたらしたのです。その二つの時期とは、

— 一八七三—一八九六年の大不況、長期の停滞期と、

— 一九三〇年代の危機、一層仮借のない景気後退の時期
であります。

そして、それぞれの時期において、法律家はこれらの危機について考察を加えました。

I 一九世紀末の不況、あるいは自由主義への批判

以下ではこの批判の二つの側面を取り上げます。

— 政治・社会理論

— 民事法理論

A 政治・社会理論

一八八〇年代末の経済的な困難は、同時代の人々によって自由主義の失敗として受け取られました。

このような考え方は左翼にとつては目新しいものではありません。実際、一八三〇年代以来の社会主義の高揚の中で、友愛の欠如が告発され（一八四八年）、労働を求める権利が要求されておりました。第二帝政は、黙認したにすぎないとはいえ、組合運動を事実上受け入れました。その後ではマルクス主義理論が完成しつつありました。もちろん、一七八九年の、あるいはむしろ一七九三年の大革命の価値観にしばしばノスタルジーを抱く、その他の社会主義の流れも忘れるわけにはいきません。

より興味深いのは、あまり知られていないことです。こうした批判が右翼の側からも行われていたことでもあります。彼らは経済的困難を、一世紀にわたる自由主義の帰結であると考えておりました。特に、大革命百年記念祭の折には次のように述べられております。

「フランスを襲っている産業危機は、大革命がかつての工芸コルポラシオン（同業組合）(les anciennes corporations d'arts et métiers) を解散した際に犯した悪行を、誰の目にも明らかなものとしている。今日労働者階級が正当にも訴えている苦しみの第一の原因である、かの不信と対立の発生に、これほど寄与したものは他にない」(Arch. dép. Vienne, J 739, 1886-91, 31 mai 1886)。

ここでは経済的退廃、明らかに約束を果たさなかつた自由主義の破綻が告発されており、経済的自由は生産を發展させるために正当化されてきました。しかし資本主義はこの自由を、労働と原料の価格の引き下げを追求するために専ら利用しました。さらに、道徳秩序の退廃、家族の危機、家庭の崩壊、風俗の紊乱がこれに加わります。これらの現象は、労働の自由の制度において保護が不十分であることの帰結である、とされているわけであり、この点には、伝統的な大家族、あるいは少なくともそうであると想像されたものに対してノスタルジーを覚えていた、ル・プレ⁽¹⁾ (Le Play) の分析を見て取ることができます。

こうした確認に基づいて、今度は自由主義に対する代替案を示さなければなりません。それはより集団的な経済の組織に求められました。

すべての政治潮流がこの点について考え、方策を提案しました。これらは、革命主義者のように社会制度全体を否定するのではなく、社会問題の解決を提案するものでした。レオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois) の連帯主義 (solidarisme)、急進主義者 (Radicaux) の自治体社会主義 (socialisme municipal)、シャルル・ジッド (Charles Gide) の協同組合 (coopératives)、アルベール・ドゥ・マン (Albert de Mun) とルネ・ドゥ・ラ・トゥール・デュ・パン (René de La Tour du Pin) のコルポラチズム (corporatisme) などがそれぞれあります。

最後に挙げた潮流は、二〇世紀中葉のヴィシー政権にまで及ぶその影響ゆえに、特に興味を引くものであります。コルポラチズムという言葉は、モンテスキュー (Montesquieu) が好んで用いた、中間団体 (corps intermédiaires) の觀念にさかのぼるものです。それは次の三つの基本的な実践によって特徴づけられます。

— 構成員の負担金によって形成される、分割と譲渡が禁止された団体財産 (patrimoine corporatif) の存在。それは、扶助、年金、教育といった、社会的必要に応えることを可能とします。

—教育の努力。といいますが、人は社会において身分を通してしか存在せず、身分はおおむね職業によって規定されるからです。ジュール・フェリー⁽²⁾ (Jules Ferry) 流の学校ではなく、職業教育が重視されました。こうした教育は当時の関心事に應えるものでした。機械の役割が強化され、それに伴って労働の価値が低下する、という事態が進行中であり、これに対処する必要があつたからです。

—最後に、団体 (corps) の組織であります。団体はその構成員に対してルールを制定し、構成員の間の紛争を裁き、内部で選任された代表を介してその財産を管理します。

しかし国家は、社会理論の変革を待つことなく、実地的なやり方で古典的な中立的立場を放棄し、介入を開始します。そしてこのことは、民法理論からの反応を引き起こすこととなります。

B 初期の介入と民法理論の反応

1 立法及び判例はいくつかの問題を提起しました。

請負契約 (contrat de louage d'ouvrage) ないし雇用契約 (contrat de services) は、重要性を増しつつあつた労働関係にとって簡略にすぎるものでした。そこで労働契約 (contrat de travail) が大きな役割を果たすことになり、労働者の地位の安定が保障されました。この契約の締結状況は一層の注目に値します。集团的合意によって特定の業種における個別の労働契約の条件が決定されてしまうのです。このような条項の有効性を巡って議論が戦わされました。⁽²⁾

賃労働者 (le salarié) は、より個別化された地位を持ち、企業とより安定した関係に立っております。そこで、誰が労働をしており、誰がしていないかを知ることができるようになりました。法律家とともに、統計学者や慈善家は、様々

な状況を区別しようと努力します。まず、「失業者」という言葉を、病気にかかっている者や働く意欲のない者（貧窮者（*les indigents*））と異なり、仕事を見つけない者が指すものと定義します。この点で、失業者の発明ないし誕生という言葉が最近用いられております⁽³⁾。こうして失業者の数を数えることが可能となりました。当時労働者の約一〇%が失業していたと見られております。同時にそれによって、貧窮者と同様、「無職者」（ないし失業者）に対しても、多様な扶助ないし援助の事例に応じた、多様な給付を考えることができるようになります。

こうした基礎の上に立って労働立法が展開して行くわけですが、ここではその諸側面に立ち入ることはいたしません。われわれの同僚であるオーバン（*Aubin*）及びブーヴレス（*Bouveresse*）の手になる「労働法史入門⁽⁴⁾」という最近の教科書が、便利な概観を提供しておりますので、なおさらであります。私はただ、条文作成が長期間にわたったこと、そして給付が控えめなものであることに表れている、立法者の慎重さを確認しておくにとどめます。しかし、しぶしぶではあれ、国家が自らの職務拡大を受け入れたことは認めざるを得ません。

2 立法者ないし判例のこうした前進は、当時の学説に混乱をもたらし、一種の新旧論争⁽³⁾（*querelle des Anciens et des Modernes*）を惹起します。

個人主義の擁護者は今や守勢に立たされました。ラヌイユ（*Ranoui*）の分析が明確に示しているように⁽⁵⁾、一八世紀の間ずっと、民法理論は極めて個人主義的な法の考え方に立脚しており、一八世紀から受け継いだ次の三つの公理を基礎としておりました。

- 人は固有の主観的権利を持つ個人と考えられ、この権利が彼を集団の強制から保護すること
- 彼に義務を負わせるのはその意思のみであること

—法の目的はこうした自由な意思の共存を確保することであること

ところが、一八八〇年代以降、これらすべてが全面的に真実であるとはもはや思われなくなってきました。そこから、例えばブダン (Budan) という人の反応が生まれました。彼は「国家に対する個人の権利」という示唆的な表題の著作を一八九一年に公刊し、同じ考えを彼の民法の講義で取り上げております。例えば彼は、個人の発意と個人の権利を脅かす「神のごとき国家 (l'Etat Dieu)」、「人々の牧者たる国家」の再来を告発しております。彼はまた、次のように指摘しております。「すべての法律はそれ自体悪である。なぜなら、それは権利の行使を規律することしか目的となしえず、権利の行使を規律するとは、必然的にこれを制限することだからである。」そして、ブダンはこの論争に次のようなスローガンを持ち込みました。

「法とは、人の自律である。」

この表現は、僅かばかり修正されつつ、他の論者によって取り入れられました。例えば、ヴォルムス (Worms)、ジェニー (Gény)、そしてプラニオル (Planiol) は、「意思自治の原理」という言葉を用いておりますが、これは詰まるところ、危殆 (Péni) に瀕した個人主義の反発と防御の現れなのです。

彼らが直面していた脅威 (Péni) は「法の社会化」であります。これはかなり曖昧な観念ですが、政治的にあまり狭い意味に解してはなりません。サレイユ (Sallies) にとって、個人主義の諸前提は時代遅れの形而上学に過ぎません。意思が法律効果を発生させるのは、暗黙裡に意思にこの力を認めている法律の力によってでしかないので。こうして彼は、法の社会的な考え方を主張しているわけでありませう。数年後 (一九一一年)、ドゥモーグ (Demogue) は次のように述べましたが、この点をとりわけ明快に表現している点で優れております。

「人々は、一九世紀の民法を煩わせていた、個人意思のフェティシズムから脱することになるであろう。契約は人間

の連帯ゆえに遵守されるべきものである。」

当時、次のようなより特殊な問題について議論が行われたのは、こうした事情を背景としてであります。

— 正当な価格及び正当な給与に関する議論の再燃

— 集团的労働契約 (contrats ou conventions collectives de travail) の有効性

— 特に、当時の經濟的發展のためにフォート^(*)4) (la fauce) を放棄する責任理論を是認した、一八九八年四月九日法律の解釈

さらに、法主体 (le sujet de droit) のより集团的な側面が明確にされました。例えば、契約の觀念のみでは社會の現實を説明できません。タレール (Thaller) は、一八九二年の破棄院判決の評釈の中で、有機體說的な主張 (une these organiciste) を展開しております。それによると、株式会社は、結社や組合と同様、その設立を契約に負っているにすぎない。これらは何よりもまず生ける有機體であつて、例えばその定款を單純多數決によつて改正しうる、ということです。これは当時争われていた問題⁽⁶⁾でした。

法の社會化についてのこれらのいくつかの例から、民法典百周年の当時いわれていたように、法の危機という言葉を用いることができるでしょうか。

われわれは特に、従来とはかなり異なつたある考え方が出現したことを確認いたしました。それは、非常に様々な政治的傾向に共通する、連帯という準拠概念 (reference) を援用する考え方であります。そこでの問題は、危機というよりも、むしろ時代の要請に対する順応⁽⁷⁾でした。ジョルジュ・リペール (Georges Ripert) は、「現代資本主義の法的諸相」の中で、この時代の特に興味を引く点を強調しておりますが、結局のところ彼の判断はかなり正しいと言えます。彼が重要と考へるのは經濟的困難ではありません。それは克服されました。彼にとつて重要なのは、当時明らかになりつ

あつた法の民主主義的性格 (Le caractère démocratique du droit) だったので⁽⁸⁾。

II 一九三〇年代の危機と、新しき至福

ここでタイトルに「新しき至福」を入れたのは、今世紀半ばにポアチエ大学の名を高めた高名なルネ・サヴァチエ教授の論文を取り上げるためです。その論文は、彼が大学教授職の初期にあつた一九三七年に発表されたもので、我々のテーマにとって興味深い証言になると思ふのです。

「持てる人たちは幸いである！」⁽⁹⁾⁽⁵⁾という論文のタイトルには、たいへん福音的なユーモアがあります。この論文は非常に法律的な、しかも時間を越えたスタイルをしています。私はこれを当時の経済政策に対する本當の批評として読みました。それで、まず、当時の経済的な文脈の中にもっと明確な形で置き直すためにこの論文を大雑把に注釈し、その後で、他の証言と突き合わせて危機の法の概略を引き出すことを試みたいと思ひます。

A ルネ・サヴァチエの教訓

この論文は、古いコルポラシオン、すなわち、「労働と生産の無政府状態に対する解毒剤」として再生させようと人々が主張していた古いコルポラシオンを思い出させることから始まります。このコルポラシオンという思想は、著者の心を魅了しています。⁽¹⁰⁾ もっとも、コルポラシオンという言葉は、「最良のものと最悪のもの」の違いを隠蔽することがあるので、著者が魅されていたといつても、コルポラシオンが何を指すかによります。

(1) 最良のもの

この種の二者択一の状況においてしばしばそうであるように、著者はあまり弁舌さわやかではなく、「今日、コルポラシオンが大いに議論されている」と言うだけです。そこで手短かに、言外の意味を復元してみました。実際、コルポラシオンは当時、流行のテーマであり、コルポラチストはいつもコルポラシオンについて議論させていたのです。⁽¹¹⁾

政治的には、このテーマは、アクション・フランセーズを含む極右から中道左派までの幅広い政治傾向に影響を与えていました。特に、社会的カトリック派は、「これよつて階級的な憎悪をはずめ、慈善・慈愛によつて社会的平和をもたらしこと」を常に期待し、彼らの考えを弁護し続けていました。こういう次第で、コルポラチスム運動で活動していたのは、単にカトリックの経営者をもつて任じていただけのポール・シャンソン (Paul Chanson) のような企業経営者達、組合主義者 (サンヂカリスト)、なかでも、ジョルジュ・コケルーヴィアンス (Georges Coquelle-Viance)、ルイ・サルロン (Louis Saleron) あるいはジャック・ルロアーラデュリー (Jacques Leroy-Ladurie) のような農業界の組合主義者達、ガエタン・ピルー (Gaëtan Piron) あるいはフランソワ・ペルー (François Perroux) のような大学人・経済学者達、ジャン・ブレット・ド・ラ・グレッセ (Jean Brethe de la Gressaye)、あるいはユジェーヌ・デュトワ (Eugène Duhoit) のような法律家でした。デュトワは、「スメーヌ・ソシアル (週間社会)」の全国委員会の委員長であり、一九三五年にアンジェで、全国委員会の一会期をこの問題の検討に当てましたが、討論を始める際に、コルポラシオンによつて「経済生活を苦しめている構造的危機を克服す」べきだとし、この考えを中心に知的な勢力を結集することを強く説いていました。

彼らの分析は、前世紀末のコルポラチスト達の憧憬にのめり込んでいます。コルポラチスト達の憧憬は、期待を裏切つた自由主義と、望まない社会主義との間で、第三の道を見つつけよう努力するとき、準拠すべきものに見えたのです。しかし、もちろん新しい問題も出ていました。それは主に、二つの問題に関わっていました。

第一の問題は、いろいろありながらも増大していた労働組合との関係に関わります。ブレット・ド・ラ・グレッツセイが表明していた支配的な立場は、これらの組合を、諸組合の組合という形で現れるコルポラシオンの組織の一要素として受け入れることでした。したがって、再び労使混合組合を語ることになりません。残る問題は、その権限の範囲を明確にすること、依然として経営者が単独で決定する経済的な問題と、対話によって両側の代表者を協力させる社会的な問題とを区別することにするか否かをはっきりさせることでした。しかし、他の者は、このような構造に、一般利益の意義を守る能力があるかについて懐疑的でした。例えば、ガエタン・ピルは、生産者達が、個人あるいは家族である消費者に——これらの者は自分らの共通の利益を自分で守るために迅速に集合するわけではありません——、生産者達の法律を押し付ける手段を、この構造の中に見いだすのではないかとおそれていました。

もう一つの問題は、より厄介な国家との関係です。ここでのいろいろな立場の違いは大変微妙ですが、単純化すれば、協同体としてのコルポラチスムと国家のコルポラチスムの二つの傾向を区別することができます。

—前者は、右のようにして形成されたコルポラシオンに公法上の地位を与え、制度とコルポラシオン法の諸ルールを作る権限を、国家がコルポラシオンに保障するものです。国家の役割は、一般利益が脅かされるとみられる場合の拒否権を除いて、諸ルールの拘束力を保障することに限定されます。要するに、職能代表がこのようにして自らの諸利益を管理できるように広範な自治の法制度をつくるのが好ましいと考えるものです。

—これに対し、後者は、——その中には、以下のことを遺憾に思う者と、反対に嬉しく思う者がいましたが、——これまでのように国家が各産業分野の異なる利益によって浸潤されるのでなくて、統制経済的・介入主義的な国家が、各産業分野の異なる利益にその法律を押しつけるほど十分強力になっており、コルポラシオンはその施策のための手段であるべきだと考えておりました。これは「民主主義の放棄ではなくてその改革である」と、ガエタン・ピルは

結論付けています。彼は、国家権限の強化は、非キリスト教化によりキリスト教の教義が聴衆を失ったのに対し、その信念の力を補完する手段であると考えたのです。

しかし、ここでもまた、公権力に与えられる形態については意見が非常に分かれました。職能代表によって、（決定権限を有する）一種の国会を形成するのか、それとも、単なるコルポラシオンの審議会にするのかという問題です。前者は決定機関ですが、後者は意見を述べるだけなので、後者は、別の仕方を選出される議院と結び付けることができます。こうして、国家主義的な潮流の方が人々によく理解されました。そのうえ、この基準は、同じ時期に近隣諸国で実現していた具体的な経験について、それぞれ違う評価を導くものでした。コルポラチスムがもはや一種の軍隊式權威主義でしかなかったドイツやイタリアについては否定的な評価が一般的でした。これに対しポルトガルはより好意的にみられていました。というのは、サラザールが道徳と法による国家の制約を認めていたからです。もつとも、ガエタン・ピルーはまったく表面的ではないかと思っていました。それから、スイスも興味深い道を進んでいたようでした。

要するに、人々は、組織された営業者（職能団体）に広範な自治権を与えるほど十分に強力な国家を夢見ていたので、いまの私達は、これがこの時代の状況に特に適合していたわけではないこと、ヴィシー政権がその国家コルポラチスム的な企てを押しつけ、経済の管理を手にするためにこの精神状態を利用したことを知っています。

(2) 最悪のもの

しかし、一九三七年にはこれらのことが分つておりませんでした。もしコルポラチスムの流行が何を引き起こしうるかを想像できたならば、ルネ・サヴァチエの文章は、彼が最悪と考えたもの、すなわち、当時の現実到我々を連れ戻すことになります。著者には、「最も進歩した」立法者の協力を得て、アンシャン・レジームのコルポラチオンとその諸特権、換言すると、私的利益の正真正銘の独占に非常に類似する新たな地位が作り上げられているように見えました。

こういうわけで、サヴァチエが書いたのは、最も多くの場合、新しい法律の単なる実例や注釈でしたが、まとめられると、介入主義的な政策に対する真の批判になっていきます。危機の始まり以降は、政府がどのようなものであっても、介入主義的な政策が拡大していたのです。

例えば、農業者、なかでもブドウ栽培者をみますと、一九三一年以後、最終的には「ワイン法典」と呼ぶことになる別々の法律によって、既存の植栽樹の手入れのほかにブドウの新たな植え付けを全く禁止し、自分らの現在の経営状態を保護させることに成功しています。現に経営している者はもはや、競争をおそれる必要も、自分のワインの質を気にする必要ありません。しかも、著者は、このような例は伝染するものと付言することもできたでしょう。大穀物栽培者のことは引用されていませんが、全国小麦調整局（ONB⁷）の創設によって、その状況はそれほど違っていませんでした。また、甜菜栽培者の状況も同様でした。

他の分野、他の事例はどうかというと、均一価格の商店はこうでした。それは、三〇年代の初めに広がり始め、一九世紀に生まれた百貨店の系列会社として、より大多数で裕福でない層を顧客としていました。それは、広告の始まりであると同時に、大衆消費の始まりでした。こうして、ガルリ・ラファイエットがモノプリを、プランタンがプリズニツクを、ル・ボン・マルシェがプリミニムを設立しました。この競争の前に、小商人達は反発し、数を支えにして、一九三六年と一九三七年の法律によって、この種の新しい商店の設立をすべて禁止することに成功しました。しかし、この禁止を認めているようにみえるルネ・サヴァチエも、既存の商店は以後、彼らの力に見合った競争すらおそれる必要もなく営業することになるだろうと指摘しています。彼らが不満を言うのは間違っていたということです。

一九三四年のデクレ・ロワが公共交通機関の新設をすべて禁止した運輸の分野でも、同じことが確認されます。そこでの問題は、実際には、バスとの競争に直面して深刻な経営困難と格闘していた鉄道会社の負担を軽くすることでした。

しかし、これによって、国は一九三七年の国有化を回避できたわけではなく、結局、バス運送業者は彼らの路線について真正正銘の独占を手に入れたのです。バスがそのような特恵を得るのであれば、タクシーがそれを得ない理由はありません。車輛所有者と運転手の間の団体協約によって車輛の数が制限され、最近開業した車輛まで排除しました。車輛の種類を別にすれば、まるでアンシャン・レジームのゴルボラシオンにいるようではありませんか。

ゴルボラシオンの諸特権のリストはまだ終わっていません。靴修理業者は一九三六年に同じ優遇を享受し、著者サヴァチエは、他の者達の要求も必ず目的を達成するだろうと予感しています。例えば、理髪師（実際には、数年待たなければなりませんでしたが）、あるいは、重要な例としては小作人です。小作人は、準備されていた耕作所有権規約では、その賃借権を無制限に保持することができ、こうして、新しい農業経営者が土地を取得する権利を奪ったのです。

最後になりますが、ここで著者は、商業・工業の大企業のやや特殊な場合に言及しています。これらは、市場の分割を可能にする協定・カルテルの戦略を展開しました。著者はざっと述べているだけです、これらの事例の背後には、独占（後に著者は、寡占と訂正しています）の資本主義によって市場を合理化し、経営者管理經濟（*dirigisme patronal*）を課せようとする企業主の傾向があることを、読者に想起させることができたでしょう。これが、危機の時期に強制される業者間協定に関するフランダン・マルシャンドー法案（一九三五年八月一〇日）の基礎にある考えです。結局、元老院は拒否しましたが、⁽¹²⁾それから、最後に、自由専門職についてうっかり忘れるところでした。商事裁判所弁護士だっただけですが、自分らの独占を獲得しようとしていました。

事実の確認がかなり長く続いて、その後には評価があつてよいわけですが、「自分の評価は好意的ではない」と著者は言います。これらの特権付与はすべて不正である。なぜなら、最低の対価もなしに独占を、価値を譲与するのだから。受益者は、丁度よい時に営業していたという利点しかもっていない。それは、新たなイニシアチブを、特に若い人々の

イニシアチブを断念させるだけであると言っています。

そのうえ、これは経済的によろしくない。費用が掛かる。開業しようとする者は、先任者に対しその場所代を払わなければならぬ。競争がほとんどないので、彼は次にこの負担を価格に移転する。バスによる旅行の価格が二倍になったことを確認すれば十分だと、著者は述べます。サービスの質については、改善される理由が何もない。

要するに、これは真のコルポラチズムであると、ルネ・サヴァチエは結論します。彼は経済生活の組織化を望みましたが、しかし、競争の回避は意図していなかったことが分かります。

これは、彼にとつては矛盾ではありません。なぜなら、この変化の根元的な理由は、創造しないために保守することしかできない社会の老化、彼の言葉では「老衰」だからです。「第一次大戦で」一四歳から一八歳までの世代が消失したという人口上の危機⁽⁸⁾。これが、暗黙裡に認められている問題の背景・根本です。マルサスの問題が硬化症の原因だと告発されているのです。

B 若干の比較と、危機の法

しかし、この論文は、同じ時期の他の批評と比べると、それが語っていない、あるいは展開していないことについても興味をかき立てます。特に、例えば、アンリ・カピタン (Henri Capitant) やジョルジュ・リペール (Georges Ripert) とは違って、立法者の責任をあまり強調していません。

カピタンは、一九三四年に、「契約を破る制度⁽¹³⁾」という挑発的なタイトルの下に、一九三三年の二つの法律が、取引量の減少と価格の低下を考慮して商事賃貸借契約と小作契約の改訂を認めたことをあげています。H・カピタンは、権威の衰退について語り、議会は、ときにはしつぱしつぱだけれども、「議会にその意思を押し付けるために連合した相当の

力のある私的利益の圧力を受けて」議決していると言っています。彼はさらに、立法作業の質の悪さを強調します。法文の起草はおろそかにされ、議院での審議には欠席者が多く、カピタンが註釈している法律がたった一〇人の下院議員だけで採択されているというのです。

もっと皮肉屋であるリペールは、一九三六年に、いろいろな法文を注釈して、一九三三年以来、裁判官は経済状態を考慮して決定するよう奨励され、そういう裁判官の前でモラトリアム、すなわち弁済猶予期間をもらえる可能性を与えていることを指摘し、「債務を払わない権利」を糾弾しています。経済危機は口実でしかないとリペールは結論し、「蟻は、蟬が、——一九三六年の夏のこと——弁済しない権利を獲得するために革命歌のリフレインをたくさん歌ったのだと分かるだろう。」⁽¹⁴⁾と言っています。

要するに、これらの学者が、基本的な諸原理、なかでも契約の拘束力をひっくり返す法文を前にしていただいた不快感が非常に感じられます。彼らは、最小限の経済的側面を考慮することも拒否し、政治に対していらだっています。

より穏やかで、かつ、より好意的な観察者であるルイ・ジョスラン (Louis Josseland) ⁽¹⁵⁾ が、一九三七年の論文の中で「新しい法秩序」を見つけようと試みましたが、危機の法と呼ぶことができるものは、この論文によって、よりよく理解できます。

実際に、前世紀の終わり以来かいま見られた約束を実現するという形で、すなわち、会社その他の団体の形態、附合契約、団体協約、無過失責任、とくに農業分野における過大損害の新しいケースの展開の形で、事態の展開が一定数の進歩をもたらしましたが、同時に、目前の諸問題により緊密に結びついているマイナスも確認しておかなければなりません。

このようにして、法は次のようなものに変化します。

— 諸特権の法、階級の法、すなわち共通の物質的利益によつて結合した集団の法となります。法のルールは、その一般性を喪失し、一連の特権、特別の身分（地位）に屈してしまいます。人は一定の資格を持つ者としてしか存在しなくなります。さらに悪いことに、これらの特恵が国民に限られ外国人を低い地位にうち捨てているので、市民法と万民法というローマの古い区別が再生⁽¹⁶⁾します。

— その時の経済的現実⁽¹⁶⁾に忠実であろうと気を使うために、変わりやすい法になります。それは、過去も将来も持たない、偶発的なものでしかありません。法律は性格を変え、経済政策のための立法者の道具になり、したがって、その価値は、経済政策に対する人々の評価に依存することになります。したがって、法文の数が増加し、その作成の質が低下するのは、当然です。法定安定性はもはや本当には保障されていません。

このような法文を適用する裁判官⁽¹⁰⁾については、経済のエキスパートの役割を果たさねばならないという苦痛が推察されます。たとえ、不⁽¹⁰⁾予見理論のような観念が与える可能性について慎重だとしてもです。

この法は善悪とは無関係であり、道徳的には中立です。ジョスランは、歴史を鳥瞰して、大きく三つの時代に分けています。宗教的な時代と道徳的な時期の後で、新たな法的秩序は、本質的に、経済、財政と租税の秩序です。精神あるいは理念を再生させる試みは不⁽¹⁰⁾発に終わりました。正しいことはもはや有用であること、さらには、収益性があること、でしかありません。

さらに悪いことに、この有用性の追求において、正しいと考えられるのは、最大多数、「大衆」を喜ばせることでしかない危険があります。究極の目的が正しいものだと保証されていません。これらの学者の考えでは、ここに確実に、法の危機があるのです。

事実の確認は終わりにしますが、以上の作業から、法を「裁判官など、法を作る」資格を持つ者達の意思の産物

と見る法の捉え方が残りました。それは、資格を持つ者達の手の中にある道具であつて、理念ではありません。ここに法の危機があつたのです。

原註

- (1) Cf. par ex. B. Marcel et J. Taïeb, *Crises d'hier, crise d'aujourd'hui, 1873...1929...1973* (かつての危機、今日の危機、一八七三年、一九二九年、一九七三年), Nathan, 1993, p. 183 et s.
- (2) J. Le Goff, 《La naissance des conventions collectives (集団的労働契約の誕生)》, *Droits, Revue Française de Théorie, de Philosophie et de Culture Juridiques*, t. 12, 1990, p. 67-79 et Cl. Didry, *La construction juridique de la convention collective en France, 1900-1919* (フランスにおける集団協約の法律構成、一九〇〇年から一九一九年), th. doct. sociologie, Ecole des Hautes études en sciences sociales, 1994, 2t., p. 254 et s.
- (3) C. Topalov, *Naissance du chômeur (失業者の誕生)*, 1880-1910, Albin Michel (《L'évolution de l'humanité》), 1994, 604p.
- (4) G. Aubin et J. Bouveresse, *Introduction historique au droit du travail (労働法史入門)*, PUF (《Droit fondamental》), 1995, p. 222 et s.
- (5) V. Ranouil, *L'autonomie de la volonté, naissance et évolution d'un concept (意思の自治——ある概念の誕生と発展)*, PUF, 1980, 154p., notamment p. 91 et s.
- (6) D. P. 1893 I p. 105-114 et l'article de J. Brethe de la Gressaye, 《Les transformations juridiques de l'entreprise patronale (企業の法的変遷)》, *Droit social*, 1939, p. 2-6.
- (7) Cf. M. David, *Les fondements du social, de la IIe République à l'heure actuelle (第二帝政から今日までの社会問題の基礎)*, 1993, p. 65 et s.
- (8) *Aspects juridiques du capitalisme moderne*, L. G. D. J., 1951, p. 38.
- (9) R. Savatier, 《Beati possidentes ! (持てる人たちは幸いである！)》 D.H.1937, p. 61-64.
- (10) 「この数行を書いている著者は、コルポラシオンが、多数の死者を出したこの無政府状態を改善するのを望んでいる者はいない」 D.H.1937, p. 61.

- (11) I.Boussard, 《Les corporatistes français du premier XXème siècle (二〇世紀初めのフランスのコルポラチスト)》, Rev. hist. mod. contemp., 1993, p.644.
- (12) J.Tchernoff, 《L'évolution du statut civil des ententes économiques (経済協定の民事法上の地位の変化)》, D.H.1938, p53.
- (13) D.H.1934, p.14. 一九三三年四月八日の法律と七月一二日の法律。
- (14) D.H.1936, p. 57-60. 一九三三年七月五日の法律と一九三四年七月六日の法律は、手形の支払いについて猶予期間を得ることを認めた。一九三五年六月二九日の法律(一九三六年三月二五日の法律により修正)は、商事貸借の取得者に猶予期間を得ることを認めた。一九三六年八月二〇日の法律は農業生産者について民法典一二四四条を修正した。一九三六年八月二一日の法律は職人・工業経営者・商人に、法定の猶予期間を与え、その際に納税者とそうでない者とを区別している。このうち、納税者でない者だけが、この猶予措置を享受することができる(一般に、納税者でない者は資力が無いことを考慮した措置である。)
- (15) D.H.1937, p.41-44.
- (16) D.H.1937, p.69-72.

訳註

- (1) フレデリック・ル・プレ (Frédéric Le Play)。経済学者、技師。伝統主義者であり、宗教的見地から家族と所有権の擁護者をもって任じた(一八〇六―一八八二年)。
- (2) 第二帝政期の共和派代議士で、第三共和制期に教育大臣や首相を歴任。特に、無償・義務・世俗の原理に基づく初等教育を導入し、教育からのカトリック勢力の排除を図った(一八三二―一八九三年)。
- (3) 元々は一七世紀末に行われた古典文学と当時の文学の優劣を巡る論争を指す。
- (4) 故意・過失にはば該当する。「非行」と訳されることもある。
- (5) この「持てる人たちは幸いである」は、キリストが山上の垂訓で説いた、「こころの貧しい人たちは幸いである。」以下の八つの至福(八福、真福八端。les huit) Béatitudes マタイ5)を念頭に置いている。蛇足ながら、「持てる人たち」の幸いは八つの至福にももちろん含まれておらず、だから「新しき」至福と表現されている。

(*6) ユジエヌ・デウトワが指導した運動体。

(*7) 全国小麦調整局 (Office national interprofessionnel du blé) は、小麦市場を組織し生産者の収入を改善し安定化させるために、人民戦線内閣が、一九三六年八月一五日の法律によって設立した。権限をすべての穀物に拡大した後、一九四〇年に全国穀類調整局 (Office national interprofessionnel du céréales, O.N.I.C.) となった。

(*8) 新規に参入し競争に耐えうる若い世代が第一大戦で死亡したために、残された年配の世代は、既得権益を保護し競争を回避する政策を推進したことを指す。

(*9) 一九三五年一月に人民戦線が結成され、一九三六年六月から三七年六月までブルム人民戦線内閣が成立したことを背景としている。

(*10) 行政判例により認められた理論。継続的な行政契約において、予見しえなかつた経済的変動のゆえに契約の履行が私人の破産を招くような場合に、私人は行政庁に対し、自ら被った損害の部分的補償を要求することができる。

訳者あとがき

本稿は、Christian Chêne, Crises et système juridique français du 19ème au milieu du XXe siècle の翻訳である。前半を村上が、後半を瀬川が訳出し、全体の統一性、訳語、語調などについて両者の間で調整した。

質疑

中村睦男（北海道大学法学部教授・司会） どうもありがとうございます。ございました。何かご発言がありましたら……。それでは深瀬先生、お願いします。

深瀬忠一（北海道大学名誉教授） 数年前にお亡くなりになりました、ルネ・サヴァティエ先生のお話がかかり出てきました。一九八一年にポワチエ大学の五五〇年祭に、お招きを受けて行って講演した時、ルネ・サヴァティエ先生が実際に聞きに来て、それで「面白い」と言ってくれました。その時の記念写真があるのですよ。その記念写真を大切に持っていますので、ルネ・サヴァティエ先生がどんな先生であるか、ということ、若い皆さんはじかにご存知ないようですから、こういうことを、若いいうことを見ていただくために、スーパーマーケットでカラーのコピーができますので、コピーをとって、中村先生にお預けしておきます。下の掲示板でもご覧になってください。なお、ちなみに言っておきますけど、私の親しい友人のブノワ・ジャンノー（公法学。後にポワチエ大学長、現パリ第二大学）教授は、ルネ・サヴァティエ先生に会うといつもね、「エクリベ、エクリベ、トウジュール」と言われたそうです。それが一番

先生から受けたご恩だと私にいつていたことをご紹介しておきましょう。

それからもうひとつはですね、最近ポワチエ大学のスタッフに加わられた、と私は理解しておりますけど、ボルジェット、という教授・アグレジェがいらつしやるはずですよ。そのボルジェットが書き一九九三年に出版された厚い本がありまして、私は大変興味を持ってこれに注目しているのです。それは確か、「Notion de la fraternité en droit public français」（フランス公法における友愛の観念）」というテーズ・ドクトラ（博士論文）が賞をうけて本になったものですが、なぜ私が興味を持ったかというと、フランス革命の自由・平等・友愛、これら三つ、トリロジーとして我々は知っていますけれども、何故今この友愛が、若い研究者によって本格的に取り上げられたのか。そしてこの研究は、私は大変価値の高いものだと思っておりますけれども、今日のお話全体にとっても関係しております、フラテルニテ（友愛）とかソリダリテ（連帯）、という理念に非常に関係しております。もしできれば、今日のシンポジウムが一番最後にも、あるいは個人的にでもけっこうですので、ボルジェットこの博士論文の理論的な意義あるいはフランス法学における位置について、一言お教えいただければ幸いです。全体にかか

わる、質問と感想とお礼として述べさせていただきました。

中村(司会) どうもありがとうございます。深瀬先生が最後に言われたフラテルニテの問題は大変重要な問題で、後の討論で一つの課題として取り上げさせていただきたいと思えますので、その時にシエーヌ先生からお答えいただくことにします。それでは午後の部は、今一二時三〇分ですが、一時三〇分から始めますので、どうぞまた一時三〇分にお集まりください。